

幼稚園免許状取得に係る提出書類について

1 検定願【様式第4号】

- ・福井県証紙 5,000円を貼付（消印不可）
- ・本籍地 都道府県名のみ
- ・氏名 原則として常用漢字体
- ・生年月日 和歴で
- ・免許状の種類 「幼稚園教諭一種免許状」または「幼稚園教諭二種免許状」
- ・教科・領域 空欄
- ・適用条項 「教育職員免許法附則19項」

2 履歴書【様式第2号】

- ・本籍地 都道府県
- ・学歴 古い方から順次卒業年月日を和歴で
- ・免許状 保育士資格証および有する教員職員免許状をすべて
- ・業務 保育士または教育職員としての職歴について
- ・賞罰 表彰歴や処分歴、免許法第5条第1項第4号該当事項について
- ・身上に関する事項 本籍（都道府県）や姓名の変更があった場合のみ

3 宣誓書【様式第3号】

- ・備考1に該当しないことを確認し、宣誓すること

※1 設置者については、ホームページ上にある「幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に関するQ&A」（文部科学省）の3-6及び3-7を参照にすること。

4 実務に関する証明書【様式第5号の2】

- ・設置者（※1）が証明すること（親展扱い）
- ・免許状取得に必要な最低在職年数以上の期間について証明すること（最低在職年数以上であることを証明できれば、すべての勤務歴について証明する必要はない）
- ・在職した期間には算出に用いた初めの年月日と終わりの年月日（現職の場合は○年○月○年現在などと記入）を明記すること（「現在」などの記載は不可）。実労働時間も算出し（○○○○時間など）明記すること（「1日8時間」などの記載は不可）。
- ・異なる設置者の下での実務経験を合算する場合は、それぞれで証明を受けること
- ・施設が廃止または統合されている場合、事務引継施設に証明書の作成を依頼すること
事務引継施設が証明しない場合、その実務を加算することはできない

5 人物に関する証明書【様式第6号】

- ・設置者が証明すること（親展扱い）
- ・現職でない場合は、福井県教育委員会が指示するものとする

6 身体に関する証明書【様式第8号】

- ・医療機関において健康診断を行い、医師が証明すること
- ・健康診断の結果を転記した上で、設置者が証明することも可

7 基礎資格となる学校の卒業証明書または修了証明書

- ・1種の場合は大学の卒業証明書 2種の場合は、高等学校もしくは短期大学の卒業証明書
- ・写は不可

8 保育士登録証の写または指定保育士養成施設卒業証明書の写

- ・設置者による原本証明（※2）が入ったもの

9 教育職員免許状の写

- ・すでに教育職員免許状を有する方のみ
- ・設置者による原本証明が入ったもの
- ・教育職員免許状授与証明書でも可

※2 原本証明については、ホームページ上にある「原本証明についてはこちら」を参照にすること。

10 学力に関する証明書

- ・今回の特例制度に係る単位を修得した大学等から取り寄せること
- ・写は不可

11 戸籍抄本

- ・提出書類と本籍（都道府県）や姓名が異なるときのみ

（注）1. ～6. の様式は、福井県HPからダウンロードできます。

- ・ 写は不可

12 **返信用封筒**

- ・ A4サイズが入るもの、宛先を記入、糊付（両面テープ可）、140円切手貼付